

中和田剣友会後援会会則

第一条 本会は中和田剣友会後援会と称す。

第二条 本会は剣道の奨励発展と青少年の健全育成のため後援する。

第三条 本会は会員の父母並びに賛助会員をもって会員とする。

第四条 本会は次の方針に従って活動する。

一、営利を目的とするような行為は行なわない。

一、剣友会と後援会は相互の立場を理解し、運営の円滑化の為に協力する。

第五条 会員は後援会費を納めるものとし、会費は一会員月額千円とし、六月と十二月のみ弐千円とする。

第六条 本会に左記の役員及び事務局を設ける。

会長一名 副会長二名 理事、相談役、顧問、参与、会計、事務局若干名。

第七条 役員は総会において承認を得て決定する。

第八条 役員の任期は一年間とし総会終了までとする、但し再任は防げない。

第九条 本会の任務は次の通りとする。

一、会長は本会を代表し、会務を統括し役員を招集し議長となる。

一、副会長は会長を補佐し、会長の事故ある時はこれを代理する。

一、役員理事は会の運営を審議する。

一、会計はこの会の会計一切を担当し、決算を総会に報告し承認を求める。

第十条 本会の会計は一月一日に始まり十二月三十一日に終わる。

第十一条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関とする。

第十二条 総会は会長が招集し、年一回開催する。役員が必要と認めた時、または会員の三分の一以上の要求があつた時臨時総会を開く事が出来る。

第十三条 総会の成立は会員の三分の二以上（委任状全部を含む）とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。但し会則の改正については出席者の三分の二以上とする。

第十四条 総会は次の機能をもつ。

一、 役員承認。

一、 事業計画及び予算、決算承認。

一、 その他この会の会則改正など必要と思われる事項についての審議承認。

第十五条 総会の日時、場所及び議題は一週間程前に全会員に通知する。

第十六条 経費は会費及びその他をもつてこれにあてる。

第十七条 決算は役員の監査を経て総会に報告する。

細 則

第一条 役員の選出は原則として会員全体の互選により選出する。

第二条 賛助会員については半年につき千円とする。

附 則

第一条 この会則は昭和五十四年九月一日より施行する。

第二条 第十条は昭和六十三年四月一日より施行する。

第三条 第五条は平成三年一月一日より施行する。